

別表（第15条関係）

徴収基準額表

階層 区分	世帯の階層の区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む） 及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自 立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600	260
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額の みの課税世帯		5,400	540
D階層	A階層、B 階層及びC 階層を除き 当該年度分 の市町村民 税の課税世 帯であつ て、その市 町村民税所 得割の額の 区分が次の 区分に該当 する世帯	円 所得割の年額 15,000円以下 15,001～ 21,000 21,001～ 51,000 51,001～ 87,000 87,001～ 171,300 171,301～ 252,100 252,101～ 342,100 342,101～ 450,100 450,101～ 579,000 579,001～ 700,900 700,901～ 849,000 849,001～ 1,041,000 1,041,001～1,222,500	D1 7,900 D2 10,800 D3 16,200 D4 22,400 D5 34,800 D6 49,400 D7 65,000 D8 82,400 D9 102,000 D10 123,400 D11 147,000 D12 172,500 D13 199,900	790 1,080 1,620 2,240 3,480 4,940 6,500 8,240 10,200 12,340 14,700 17,250 19,990

	1, 222, 501～1, 423, 500	D14	229, 400	22, 940
	1, 423, 501 円以上	D15	全額	左の徴収基準額の10% ただしその額が26,300 円に満たない場合は26,300 円
備考	<p>1 この表のC 階層における「均等割」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D1～D15 階層における「所得割」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、同法 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2 所得割の額を算定する場合には、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税によることとする。</p> <p>4 徴収基準額表の適用時期 毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年 7 月 1 日を起点として取扱うものとする。</p> <p>5 徴収月額の特例 (1) 同一世帯から 2 人以上の児童が給付を受ける場合においては、その月の徴収基準月額（(2) による日割計算後の額）の最も多額な児童以外の児童については、徴収基準加算月額によりそれぞれ算定するものとする。</p>			

(2) 入院期間が、1 カ月未満のものについては、徴収基準月額又は徴収基準加算月額につき、さらに日割計算によって決定する。(ただし、D15 階層を除く。)

$$\text{基準額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}}$$

(3) 10 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(4) 児童に民法（明治 29 年法律第 89 号。以下「民法」という。）第 877 条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に市町村民税が課せられている場合は、本人につき扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

6 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その市町村民税の課税の有無等により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第 877 条に定められている直系血族（父母、祖父母、養父母等）、兄弟姉妹（ただし、就学児童、乳幼児等 18 歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。）並びにそれ以外の三親等内の親族（叔父、叔母等）で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者（以下「世帯外扶養義務者」という。）の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

7 この表の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用につき、市（区）町村の長の支弁すべき額又は費用総額から医療保険各法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による負担額を差し引いた残りの額をいうものであること。

8 災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

9 平成 30 年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。